

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領

制 定 令和4年（2022年）6月16日付け食政第318号

農政部食の安全推進監通知

一部改正 令和6年（2024年）4月8日付け食政第40号

農政部食の安全・みどりの農業推進監通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記2-1に基づく農山漁村発イノベーション推進支援事業（以下「推進支援事業」という。）及び実施要領別記2-3に基づく農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）（以下「整備事業」という。）に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要領本文、実施要領別記2-1及び実施要領別記2-3、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の実施等に関して必要な事項

この要領に定める事業（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項は、第3から第30までに定めるもののほか、次の（1）及び（2）に掲げる事業の区分ごとにそれぞれの別記に定めるものとする。

- （1）農山漁村発イノベーション推進支援事業 別記1
- （2）農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型） 別記2

第3 事業実施計画の承認

1 事業実施主体は、別記1及び別記2に定めるところにより、事業実施計画を作成し、市町村長（事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主に事業を行う区域を所管する市町村長とする。）に提出するものとする。ただし、複数の総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の区域を対象とする事業を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、別記第1号様式に当該事業実施計画を添付し、主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「主たる総合振興局長等」という。）に提出（広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出する。）し、その承認を受けるものとする。

2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画について、別記第1号様式により総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受ける。

なお、市町村長は、自らが事業実施主体となる場合にあっては、別記1に定めるところにより、事業実施計画等を作成し、総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

3 総合振興局長等は、1及び2で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ食の安

全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

- 4 整備事業において、知事又は総合振興局長等は、本事業実施に必要な融資内容について、1の事業実施計画書受領時から交付決定までの間に、資金の貸付等を行う機関から事業実施主体へ貸付が行われることを、当該貸付等を行う機関が発行する融資証明書、出資証明書又はその他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

第4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、別記1及び別記2に定めるところにより変更しようとするときは、第3の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

第5 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、別記1又は別記2の事業ごとに農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第○号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書を作成し、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に対して行うものとする。ただし、全道の区域を対象とする事業を行う広域的事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（農政第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
- (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (4) 事業予算書（農政第20号様式）
- (5) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合又は事業の内容が建設工事である場合を除く。）
- (6) 第3の1又は2で承認を受けた事業実施計画の写し

- 2 補助事業者は、事業実施主体に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあつては、1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体の納税対応状況について、別記第2号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとし、自らが事業実施主体となる場合にあつては、自らの納税対応状況について納税対応状況申出書を作成し、提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

- 3 整備事業を実施する場合は、1に掲げる添付書類のうち、(1)に代え、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）実施計画（実績）書（農政第220号様式）を添付するものとする。

第6 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に交付等要綱別表1及び実施要領別記2-1の別表1又は実施要領別記2-3に定める交付率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者にあつては、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含

まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

第 7 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第 4 条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第 6 条の規定による補助金の交付の決定の通知を、推進支援事業を行う場合は別記第 3 - 1 号様式、整備事業を行う場合は別記第 3 - 2 号様式に掲げる補助指令書及び別記第 5 - 1 号様式により行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第 6 条第 2 項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第 5 - 2 号様式により補助事業者等に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が第 5 の 2 の規定により納税対応状況申出書を提出した事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1 の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第 14 条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うにあたって、各事業実施主体における当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助事業者及び各事業実施主体の補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 4 号様式によりその金額（実績報告において（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長等）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の 6 月 10 日までに、同様式により知事（総合振興局長等）に報告しなければなりません。
- 4 3 の（2）のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の 6 月 20 日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第 5 - 1 号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。
- 6 補助事業者が事業実施主体に補助金の交付を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、別記第 3 - 1 号様式及び別記第 3 - 2 号様式において定める条件及び 3 に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「知事(総合振興局長等)」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

第 8 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から 10 日以内に、農政第 22 号様式の補助金等交付申請取下書を知事又は総合振興局長等に提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、速やかに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとし、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、無かったものとみなす。

第9 契約等

- 1 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱で定める別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めること。
- 4 補助事業者が事業実施主体に補助金の交付を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、事業実施主体に対し 1 から 3 に定める条件と同一の条件を付すこととする。
- 5 事業実施主体は、整備事業における補助対象経費に係る建設工事、機械器具の発注及び委託業務の契約に関する入札が終了したときには、別記第 14 号様式の入札結果報告・着手届を、補助事業者を経由（事業実施主体が補助事業者である場合を除く。以下同じ。）して知事又は総合振興局長等に速やかに提出するものとする。
- 6 総合振興局長等は、5 による入札結果報告・着手届を受理したときは、その写しを食の安全・みどりの農業推進監に提出するものとする。

第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、第 7 の規定により交付決定を受けた内容について、別記に定めるところにより、知事又は総合振興局長等に変更の承認を受けようとする場合には、農政第 21 号様式の補助事業等変更承認申請書に第 5 に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1 の変更を承認するときには、別記第 6 - 1 号様式又は別記第 6 - 2 号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2 の通知を行うにあたっては、申請書の写しを添えて、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。ただし、第 4 の規定に基づき事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては、食の安全・みどりの農業推進監への協議は要しないものとする。

第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第 23 号様式の補助事業

等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。

2 知事又は総合振興局長等は、1 の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第 7 号様式で補助事業者へ通知するものとする。

3 総合振興局長等は、2 の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。ただし、第 4 の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては、食の安全・みどりの農業推進監への協議は要しないものとする。

第 12 事業の執行の遅延又は不能

1 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第 24 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第 8 号様式の事業遂行状況報告書及び別記第 9 号様式の繰越等実施計画書（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を添えて、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

2 知事又は総合振興局長等は、1 について補助事業者へ事業遂行を指示するときには、別記第 10 号様式で行うものとする。

3 総合振興局長等は、2 の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第 13 事情変更

1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第 8 条により次のいずれかの措置をとるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 11-1 号様式	別記第 11-2 号様式
一部の取消し	別記第 11-3 号様式	別記第 11-4 号様式

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第 11-5 号様式で補助事業者へ通知するものとする。

2 総合振興局長等は、1 の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第 14 概算払

1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第 25 号様式の補助金等概算払申請書に農政第 32 号様式の収支計画書（申請者が市町村である場合又は補助事業の内容が建設工事である場合を除く。）及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第 12-1 号様式で補助事業者へ通知するものとする。

3 知事又は総合振興局長等は、運用第 9 条関係 2 の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第 12-2 号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出

した者に通知するものとする。

第 15 事業遂行状況報告

- 1 補助事業者は、推進支援事業にあつては第 2 四半期及び第 3 四半期の末日、整備事業にあつては第 3 四半期の末日において、別記第 8 号様式の事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月 10 日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1 により提出のあつた報告書について、当該四半期の最終月の翌月 20 日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、1 の定めのほか、規則第 11 条の規定による補助事業の遂行状況の報告を補助事業者を求めることができる。

第 16 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従つて補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第 13-1 号様式で補助事業者はその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が 1 の命令に従わないときには、別記第 13-2 号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が 2 の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第 13-3 号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が 2 の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 11-1 号様式	別記第 11-2 号様式
一部の取消し	別記第 11-3 号様式	別記第 11-4 号様式

- 5 総合振興局長等は、4 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第 17 工事の完成等

- 1 事業実施主体は、工事が完成したときには別記様式第 15-1 号によるしゅん功届、機械器具の導入が完了したときには別記第 15-2 号様式の補助事業に係る機械等導入完了報告書、委託業務が完了したときには別記第 15-3 号様式の委託業務完了報告書に關係書類を添えて、補助事業者に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1 によるしゅん功届等の報告を受けたときは、工事完成検査等を行い、1 により提出のあつたしゅん功届等に關係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
なお、自らが事業実施主体の場合は、1 に定めるしゅん功届等及び關係書類を知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2 によるしゅん功届等を受理したときは、その写しを食の安全・みどりの農業推進監に提出するものとする。

4 知事又は総合振興局長等は、規則第 13 条第 2 項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和 46 年 8 月 6 日付け局総第 373 号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和 46 年 8 月 6 日付け改一第 417 号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成 10 年 2 月 18 日付け建情第 686 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成 14 年 3 月 27 日付け技管第 1228 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第 16-1 号様式の補助事業に係る建設工事完成検査調書、別記第 16-2 号様式の機械導入完了検査調書、別記第 16-3 号様式の委託業務完了検査調書で明らかにするものとする。

第 18 実績の報告

1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、当該事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 5 日いずれか早い日までに、農政第 28 号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、実績報告書には、必要に応じ、支出伝票や領収証書、委託契約書等及び補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

- (1) 事業実績書（農政第 2 号様式）
- (2) 補助金等精算書（農政第 29 号様式）
- (3) 事業精算書（農政第 31 号様式）
- (4) 実施要領別記 2-1 で定める別紙様式第 1 号による事業実施計画（整備事業を除く。実績を記載すること。）

2 補助事業者は、整備事業において 1 の報告を行う場合、1 の（1）を農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）実施計画（実績）書（農政第 220 号様式）に代えたとともに、1 の（2）、（3）のほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 当該事業に係る出来高設計書
- (2) 財産管理台帳（交付等要綱で定める別記様式第 11 号）
- (3) 実施要領別記 2-3 で定める別紙様式第 1 号による事業実施計画の「3 施設の設置計画」（実績を記載すること。）
- (4) 貸付機関が発行する融資証明書、出資証明書又はその他の融資が確実に行われていることを証明する書類

3 整備事業において、1 の報告を受けた知事又は総合振興局長等は、実施要領別記 2-3 に基づき整備事業が完了していることを確認するものとする。

4 補助事業者は、補助金事業の実施期間内において道の会計年度が終了したときは、1 及び 2 の書類と併せて別記第 17 号様式の補助事業遂行計画書を添付し、4 月 10 日までに知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

第 19 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助指令を行った補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第 20 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第 15 条に定める額の確定を通知するときには、別記第 18-1 号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第 18-2 号様式で補助事業者にもその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、1 による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 の 1 及び 2 に準じて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、3 に基づく実績報告書の提出を受けたときは、1 及び 2 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第 21 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受理したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第 19 号様式の補助金交付状況報告書に第 18 の補助事業等実績報告書の副本 1 部を添えて、補助金の額を確定したときに係る報告は 4 月 8 日まで、道の会計年度が終了したときに係る報告は 4 月 20 日までに知事に報告するものとする。

第 22 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林水産省令第 18 号）別表に規定する処分制限期間を経過していない場合においては、交付等要綱に定める財産管理台帳及びその他関係書類を期間満了時まで整備保存しなければならない。
また、補助事業者及び事業実施主体が市町村長の場合は、補助金事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱で定める別記様式第 12 号による交付金調書を作成しておかなければならない。
- 2 補助事業者及び事業実施主体が備えるべき帳簿及び書類は、推進支援事業にあつては実施要領別記 2-1、整備事業にあつては実施要領別記 2-3 に定める関係書類とする。
- 3 1 及び 2 により整備及び保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

第 23 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときには、別記第 20 号様式の財産処分承認申請書を知事又は総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
 - (1) 不動産
 - (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (3) 前 2 号に掲げるものの従物
 - (4) 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具
- 2 間接補助事業における事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1 の(1)から(4)に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、補助事業者は、事業実施主体に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ別記第 20 号様式の財産処分承認申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 1 及び 2 の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって知事又は総合振興局長等の承認を受けたものとする。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 4 知事又は総合振興局長等は、1 及び 2 の申請について、承認をする場合は別記第 21-1 号様式、不承認の場合は別記第 21-2 号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4 の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第 24 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第 13 及び第 16 の規定のほか、規則第 17 条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他

の助成を含む。)を重複して受領したとき。

(4) 規則第 23 条第 1 項の規定に違反したとき。

(5) 補助事業に関して、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき又は不正な行為をしたとき。

2 知事又は総合振興局長等は、1 について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第 11-1 号様式	別記第 11-2 号様式
一部の取消し	別記第 11-3 号様式	額の確定前 別記第 11-4 号様式 額の確定後 別記第 11-6 号様式

3 総合振興局長等は、2 により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときは、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第 25 附帯事務費及び工事雑費

推進支援事業で実施する簡易な施設整備及び整備事業における附帯事務費及び工事雑費については、実施要領別記 2-1 及び実施要領別記 2-3 で定めるところにより取り扱うものとする。

第 26 特例措置

1 事業の着手及び着工（機械等の発注を含む。）については、原則として、第 7 に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、交付等要綱で定める別記様式第 13 号による交付決定前着手届を作成し、あらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

2 総合振興局長等は、1 により提出を受けた場合は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導の上、食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

また、着手（着工）後においても本事業が適正に行われるように必要な指導を十分に行うものとする。

3 1 による交付決定前の着手（着工）は、事業の内容及び交付金の交付が確実にってから行うものとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で行うものとする。

第 27 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業実施主体は、1 に定める報告のほか、知事又は総合振興局長等から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。

第 28 事業の成果の評価

事業実施主体は、別記に定めるところにより、目標年度の翌年度において、事業成果の評価の報告を行うものとする。

第 29 収益納付

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第 28 に基づく収益報告を行う場合にあっては、補助事業者を經由して、本事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに、各決算期の終了後（半年決算の事業者にとっては下半期の決算の終了後）2 月以内に、交付等要綱で定める別記様式第 10 号により収益報告書を作成し、根拠資料を添えて知事又は総合振興局長等に報告するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1 により補助事業者から報告があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。

第 30 災害等の報告

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第 34 に基づく災害等の報告を行う場合にあっては、交付等要綱で定める別記様式第 14 号により報告書を作成し、被災写真等の関係書類を添えて補助事業者に報告するものとする。
- 2 補助事業者は、1 の報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく知事又は総合振興局長等に報告するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2 により補助事業者から報告があった場合は、遅滞なく知事に報告するものとする。

附則（令和 4 年（2022 年）6 月 16 日付け食政第 318 号）

- 1 この要領は、令和 4 年（2022 年）6 月 16 日から施行する。
- 2 1 の規定にかかわらず、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から適用する。
- 3 この要領の施行に伴い、食料産業・6 次産業化交付金事業補助金交付事務取扱要領（平成 25 年 7 月 16 日付け食政第 326 号農政部長通知）は廃止する。ただし、同要領に基づき、令和 3 年度までに着手した事業については、本要領にかかわらず、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和 6 年（2024 年）4 月 8 日付け食政第 40 号）

- 1 この要領は、令和 6 年（2024 年）4 月 8 日から施行する。
- 2 1 の規定にかかわらず、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から適用する。
- 3 改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。